

独立行政法人日本学生支援機構
平成20年細則第3号
最近改正 令和2年細則第17号

短期外国人留学生支援制度実施細則を次のように定める。

平成20年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 北原保雄

海外留学支援制度（協定受入）実施細則

（目的）

第1条 この細則は、海外留学支援制度（協定受入）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第5号。以下「規程」という。）第11条及び第17条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が受入学生として承認した者（以下「支給対象者」という。）に対する奨学金の支給及びその他の事項に関し、必要な事項を定める。

（支給月数及び支給開始月）

第2条 規程第5条に規定する奨学金の支給月数は、受入日数を31で除して得られる数（1未満の端数は切り上げる。）とする。

2 奨学金の支給は、受入開始月又はその翌月から始めるものとする。

（受入プログラムの採択の取消し、辞退及び変更等）

第3条 理事長は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（以下「受入大学等」という。）におけるこの制度の実施のための管理体制若しくは事務処理が不適切な場合、又は規程第1条に規定するこの制度の目的に適合しないと認める場合その他相当の理由によるときは、採択された受入プログラム（以下「採択プログラム」という。）の採択を取り消す。

2 理事長は、前項に規定する採択の取消しを行った場合、当該受入大学等への奨学金の支給を打ち切ることとする。

3 理事長は、第1項に規定する採択の取消しを行った場合であって、既に奨学金を受入大学等へ支給済みのときは、その全部又は一部を返納させることができる。

4 受入大学等は、採択プログラムを辞退することができるものとし、受入大学等の長（以下「大学等の長」という。）は採択プログラムを辞退する場合、別に定める関係書類により、理事長に届け出るものとする。

5 受入大学等は、前項に規定する採択プログラムを辞退した場合であって、既に機構から奨学金を受領済みのときは、その全額を返納しなければならない。

6 理事長は、第1項又は第4項に該当する場合、当該受入大学等からの規程第6条の規定による受入プログラムの申請の全部又は一部を受け付けない等の措置を行うことができる。

7 理事長は、受入大学等に支給すべき奨学生の総額を確定した場合において、既にその額を超える奨学生が支給されているときは、期限を定めて、その超える部分の奨学生を返納させることができる。

(受入学生の登録の抹消及び辞退)

第4条 理事長は、支給対象者が規程第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつたと判断した場合、受入学生としての登録を抹消する。

2 理事長は、前項に規定する登録の抹消を行った場合、当該受入大学等に対し、当該受入学生の奨学生の全部又は一部を返納させることができる。

3 支給対象者は、受入大学等を通じ、渡日前に受入学生としての採用を受入期間の全てについて辞退することができるものとし、大学等の長は、支給対象者から採用辞退の申出があった場合、別に定める方法により、規程第9条により登録の申請をした当該支給対象者の登録内容の削除を機構に通知するものとする。

4 理事長は、前項に規定する登録内容の削除の通知があった場合、奨学生を当該支給対象者に支給せず、既に受入大学等へ支給済みの場合は、その全額を返納させることができる。

(奨学生の支給方法)

第5条 大学等の長は、別に定める関係書類により、奨学生の支給を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項による申請の内容を審査の上、受入大学等が設置する銀行口座に振込送金する。

3 大学等の長は、前項により受領した奨学生を、支給対象者の在籍大学等での在籍及び受入プログラムへの参加を確認した上で、一月分ごと支給するものとする。その際、支給対象者から受領書を徴収し保管するか、又は、銀行の振込受領書等を保管するものとする。

(奨学生を支給しない場合)

第6条 理事長は、第4条に規定するもののほか、支給対象者に次の各号に掲げる事由が生じた場合、当該月分の奨学生は支給しないものとする。

- (1) 支給対象月の初日（留学開始月においては支援開始日）から末日（留学終了月においては支援終了日）まで日本国外にいるとき。
- (2) 在籍大学等での在籍又は受入プログラムへの参加が確認できなかったとき。
- (3) 奨学生を支給することが社会通念上適切でないと認めたとき。

2 理事長は、前項各号に該当する支給対象者に対して既に奨学生を支給している場合、受入大学等に対し、奨学生の全部又は一部を返納させることができる。

(証拠書類の保管)

第7条 大学等の長は、支給対象者の受領書又は銀行の振込受領書等、受入大学等が支給対象者に奨学生を支給したことを証明する書類の写しを、別に定める期間、保管するものとする。

2 理事長は規程第13条に規定する立入検査等を行う際は、前項に掲げる書類を検査

することができる。

(受給証明書の発行)

第8条 大学等の長は、支給対象者の申請に基づき、別に定める様式により、機構に代わって、奨学金の受給証明書を発行することができるものとし、その際、必ず控えを取り、保管するものとする。

(支給対象者の資格及び要件の変更)

第9条 受入大学等は、規程第9条により登録の申請をした支給対象者についてその内容に変更が生じた場合、当該変更内容について、別に定める方法により、速やかに機構に届け出るものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(短期留学推進制度（受入れ）実施細則の廃止)

2 短期留学推進制度（受入れ）実施細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第3号）は廃止する。

(経過措置)

3 施行日前の短期留学推進制度（受入れ）により平成19年度短期留学生として採用され、平成21年2月まで我が国へ短期留学する外国人留学生については、施行日以降、短期外国人留学生支援制度にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第9号）

(施行期日)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前の短期外国人留学生支援制度により平成20年度短期留学生として採用され、平成22年2月まで我が国へ短期留学する外国人留学生については、施行日以降、留学生交流支援制度（短期受入れ）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年細則第1号）

この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年細則第7号）

この細則は、平成23年6月24日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年細則第6号）

(施行期日)

1 この細則は、平成25年7月3日から施行する。

(経過措置)

2 この細則による改正後の規定は、平成25年度以降新たに実施する留学生交流支援制度（短期受入れ）による支援について適用し、平成24年度に開始した留学生交流支援制度（短期受入れ）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第5号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前の留学生交流支援制度（短期受入れ）により、施行日の前日において奨学金の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度（短期受入れ）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第3号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この細則による改正後の規定は、平成27年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定受入）による支援について適用し、平成26年度に開始した海外留学支援制度（短期受入れ）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第3号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この細則による改正後の規定は、平成29年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定受入）による支援について適用し、平成28年度に開始した海外留学支援制度（協定受入）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年細則第3号）
(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年4月26日から施行する。
(経過措置)
- 2 この細則による改正後の規定は、平成30年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定受入）による支援について適用し、平成29年度に開始した海外留学支援制度（協定受入）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年細則第1号）
(施行期日)

- 1 この細則は、令和元年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この細則による改正後の規定は、令和2年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定受入）による支援について適用し、令和元年度に開始した海外留学支援制度（協定受入）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第17号）
この細則は、令和2年10月2日から施行する。